

寒川町訓令第2号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員の事務改善の提案に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年3月5日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員の事務改善の提案に関する規程を廃止する訓令

寒川町職員の事務改善の提案に関する規程（昭和53年寒川町訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。